

平成26年8月22日

## 建設工事における「予定価格修正方式」の試行について

予定価格の設定から入札までの期間が比較的長い大規模案件においては、予定価格と入札時点での実勢価格との間に乖離が生じやすい状況となっています。

については、より実勢を踏まえた予定価格で入札が実施できるよう、「予定価格修正方式」を試行します。

### 1 試行対象工事

予定価格が9億円以上（一般競争入札）の工事案件のうち

一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する前までに、単価改定等があった場合で、変動した単価を予定価格に反映する必要があると東京都において判断した案件

### 2 予定価格の修正を行う期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する前まで

### 3 試行開始時期

平成26年第四回都議会定例会において議決又は報告が必要な案件から

### 4 予定価格の修正手続について

- (1) 予定価格を修正する可能性がある案件については、個別案件ごとの公表時に、予定価格を修正する可能性があることをお知らせします。
- (2) 予定価格を修正した場合は、一般競争入札参加資格確認結果通知書に、予定価格を修正したことのお知らせ及び修正後の予定価格を記載します。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607